

◎消費者教育の推進に関する法律案新旧対照表

○消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（抄）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章 [略]</p> <p>第一節 [略]</p> <p>第二節 [略]</p> <p>第三節 審議会等（第五条の二―第五条の四）</p> <p>第三章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一 十三 [略]</p> <p>十三の二 消費者教育の推進に関する法律（平成二十四年法律第<u>号</u>）第九條第一項に規定する消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。</p> <p>十四 二十七 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章 [略]</p> <p>第一節 [略]</p> <p>第二節 [略]</p> <p>第三節 審議会等（第五条の二）</p> <p>第三章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一 十三 [略]</p> <p>〔新設〕</p> <p>十四 二十七 [略]</p>

第三節 審議会等

(設置)

第五条の二 別に法律で定めるところにより消費者庁に置かれる審議会等は、次のとおりとする。

消費者安全調査委員会

消費者教育推進会議

(消費者安全調査委員会)

第五条の三 消費者安全調査委員会については、消費者安全法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(消費者教育推進会議)

第五条の四 消費者教育推進会議については、消費者教育の推進に関する法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第三章 消費者委員会

(設置)

第六条 [略]

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 [略]

四 消費者基本法、消費者安全法(第四十三条を除く。)、割賦販

売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に

関する法律、食品安全基本法、消費者教育の推進に関する法律、

不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化

及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅

第三節 審議会等

第五条の二 別に法律で定めるところにより消費者庁に置かれる審議会等は、消費者安全調査委員会とし、消費者安全法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第三章 消費者委員会

(設置)

第六条 [略]

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 [略]

四 消費者基本法、消費者安全法(第四十三条を除く。)、割賦販

売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に

関する法律、食品安全基本法、不当景品類及び不当表示防止法、

食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法

律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、

の品質確保の促進等に関する法律、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）及び個人情報保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）及び個人情報保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。